

平成26年(東)第4608号 和解仲介手続申立事件
申立人 長谷川 健一ほか2769名
被申立人 東京電力株式会社

平成27年5月7日

〒105-0003

港区西新橋1-5-13第8東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター
担当調査官 弁護士 池田 大介 先生

〒100-0005

千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所
被申立人代理人 弁護士 棚村 友博 先生

申立人ら代理人 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 海渡 雄一

同 弁護士 保田 行雄

(連絡先) 〒160-0004

新宿区四谷2-4-1ルネ四谷ビル7階
東京山手法律事務所

電話 03-5363-6707

FAX 03-5363-6708

同 弁護士 佐々木 学

申入書

頭書事件のうち、申立人 [REDACTED] (通し番号: 1102、ID0番号: E060-1、以下「申立人A」という。) 及び申立人 [REDACTED] (通し番号: 1105、ID0番号: E060-4、以下「申立人B」という。) の請求分について、下記の通り申し入れます。

記

過日、申立人[]は、かねてより被申立人に対して直接請求している避難慰謝料について、自らの請求分及び長女である申立人 []の請求分（期間：平成26年4月～平成27年3月まで）が本来の支払い期日を過ぎてもいまだに支払われていないことに気付きました。

そこで、申立人[]が、被申立人補償相談室の川俣町出張所に電話をかけて確認したところ、担当のイトウ氏は、申立人[]に対して、上述のとおり避難慰謝料の支払いを停止している事実を認めた上で、「あなたと娘さんは、飯舘村のADR集団申立に参加しているが、そのADRの成り行きを見ないとあなたと娘さんの分の避難慰謝料は支払うことはできない。」と話しました。

その後、担当のイトウ氏は、当該支払いの停止について「本社からの指示である。」とも話しました。

本申立てを行っていることを理由として直接請求の支払を拒否するといった事態が生ずるとすれば、貴センター総括基準10の趣旨に反することは明らかです。

被申立人担当者の上述回答は、ADR申立ての趣旨を誤解したものと思われませんが、万一、被申立人として「ADRをしている被害者については、直接請求の支払いを留保する」との取扱いをしているとなれば、単に、本申立てをしていることについての不当な「嫌がらせ」というほかありませんので、今後、申立人ら代理人としては強く抗議せざるを得ません。

したがいまして、被申立人代理人より、直接請求担当者に対し、ADRを理由とする直接請求の支払い拒否を直ちに解消するようご指導の程よろしくお願い致します。

また、貴センターにおかれましても、ADRを理由とする直接請求の支払い拒否といった事態が生じないよう、被申立人に対する御指導の程よろしくお願い致します。

尚、被申立人代理人におかれましては、5月末日までに本申入書に対し、文書にて回答願います。

以 上